

処 分 基 準

平成25年4月1日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第17条第3項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可の取消し
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め：火薬類取締法第17条第1項（譲渡又は譲受の許可）及び第3項（譲渡し又は譲受けの許可の取消し）並びに第50条の2第1項（猟銃用火薬類等の特則）
処 分 基 準：譲渡又は譲受の許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の譲渡又は譲受に伴い事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、引渡し前に限り、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲等許可係 （電話073-423-0110番 内線3028）
備 考：

処 分 基 準

平成25年4月1日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第25条第3項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の消費の許可の取消し
原権者（委任先）：和歌山県公安委員会
法 令 の 定 め：火薬類取締法第25条第1項（消費）及び第3項（消費の許可の取消し）並びに第50条の2第1項（猟銃用火薬類等の特則）
処 分 基 準：爆発又は燃焼の許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の爆発又は燃焼に伴い事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、爆発又は燃焼前に限り、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先：和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲等許可係 （電話073-423-0110番 内線3028）
備 考：